平成 24 年 7 月 17 日

各　位

上場会社名　　株式会社コジマ
代表者　　代表取締役社長　寺﨑 悦男
（コード番号：7513　東証第一部）
問合せ先責任者　執行役員　経営企画室長
兼　情報システム本部長
荒川 忠士
（TEL 028-627-8945）

決算期変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年７月 16 日開催の取締役会において、臨時株主総会を本年８月 29 日に開催することを決議しました。 また、当臨時株主総会において「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、下記のとおり決算期変更及び定款一部変更を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 決算期変更の理由

当社の事業年度は、毎年４月１日から３月 31 日までとしておりますが、親会社である株式会社ビックカメラの決算期が毎年８月 31 日であることを勘案し、グループ全体の効率的な経営・事業運営を推進するため、当社の事業年度を毎年９月１日から８月 31 日までに変更するものであります。

2. 決算期変更の内容

現　行　：　毎年３月31日
変更案　：　毎年８月31日
（注）決算期変更に伴い、第 50 期事業年度は、2012 年４月１日から 2012 年８月 31 日までの５か月間の変則決算となる予定です。

3. 定款一部変更の理由

(1)　決算期変更に伴い、現行定款第 12 条（招集）、第 13 条（基準日）、第 40 条（事業年度）、第 41 条（剰余金の配当）、及び第 42 条（中間配当）につき所要の変更を行うとともに、第 50 期事業年度は５か月間の変則決算となるため、経過措置として新たに附則を設けるものであります。

(2)　当社の事業拡充を図るため、事業目的を追加するものであります。

(3)　法律の改正により不要となった転換社債に関する規定（現行定款第 44 条）を削除するものであります。

4. 定款変更の内容

（下線＿は変更部分を示しております。）

現　行　定　款	変　更　定　款　案
第１章　総　則	第１章　総　則
【目的】 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １～３（条文省略） ４．冷暖房附帯工事一式 ５．建設附帯工事一式 ６～42（条文省略）	【目的】 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １～３（現行どおり） ４．太陽光発電設備、充電設備、給排湯設備、空調設備の販売及び工事 ５．建築工事、リフォーム工事、土木工事、水道工事等の請負業 ６～42　（現行どおり）
第３章　株主総会	第３章　株主総会
【招集】 第 12 条　当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。	【招集】 第 12 条　当会社の定時株主総会は、毎年 11 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
【基準日】 第 13 条　当会社は、毎年３月 31 日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	【基準日】 第 13 条　当会社は、毎年８月 31 日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
第６章　計　算	第６章　計　算
【事業年度】 第 40 条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までとする。	【事業年度】 第 40 条　当会社の事業年度は、毎年９月１日から翌年８月 31 日までとする。

現　行　定　款	変　更　定　款　案
【剰余金の配当】 第 41 条　剰余金の配当は、毎年３月 31 日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し行う。	【剰余金の配当】 第 41 条　剰余金の配当は、毎年８月 31 日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し行う。
【中間配当】 第 42 条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。	【中間配当】 第 42 条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年２月末日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。
【転換社債の転換の時期と配当金】 第 44 条　当会社が発行する転換社債の転換により発行された株式に対する最初の剰余金の配当または中間配当は、転換の請求が４月１日から９月 30 日までになされたときは４月１日に、10 月１日から翌年３月 31 日までになされたときは 10 月１日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。	（削除）
（新設）	附　則 第１条　第 40 条の規定にかかわらず、第 50 期事業年度は、平成 24 年４月１日から平成 24 年８月 31 日までの５か月間とする。 第２条　前条および本条は、第 50 期事業年度の経過後、これを削るものとする。

5. 今後の日程（予定）

臨時株主総会開催日　　：　　平成 24 年８月 29 日

定款変更の効力発生日　：　　同上

6. 今後の見通し

決算期変更に伴い、第 50 期事業年度（平成 24 年４月１日から平成 24 年８月 31 日）は５か月間の変則決算となる予定であります。決算期変更後の第 50 期事業年度における連結業績予想につきましては、現在精査中であり、連結業績予想の額が明確になり次第速やかに開示させていただきます。

以　上